

令和7年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月4日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第3号 産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告
日程第 6	承認 第 1 号 専決処分の承認（令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第8号））
日程第 7	議案 第 1 0 号 令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）
日程第 8	議案 第 1 1 号 令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案 第 1 2 号 令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 10	議案 第 1 3 号 令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案 第 1 4 号 令和6年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）
日程第 12	議案 第 1 5 号 令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 13	議案 第 1 6 号 令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 14	議案 第 1 7 号 豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
日程第 15	議案 第 1 8 号 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
日程第 16	議案 第 1 9 号 豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正
日程第 17	議案 第 2 0 号 豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
日程第 18	議案 第 2 1 号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第 19	議案 第 2 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第 20	議案 第 2 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

日程第21	議案第24号	定住自立圏形成協定の変更
日程第22	同意案第1号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第23	同意案第2号	豊頃町監査委員の選任
日程第24		請願の委員会付託
日程第25		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄記君	2番 後藤 孝夫君
3番 岩井 明君	4番 杉野好行君
5番 藤田 博規君	6番 大崎英樹君
7番 大谷 友則君	8番 坂口尚示君
9番 中村 純也君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	按田 武君
副町長	菅原 裕一君
教育長	中川直幸君
農業委員会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊谷雅美君
企画課長	小野直人君
住民課長	加藤さおり君
福祉課長	鎌木政洋君
産業課長	齋藤学君
施設課長	山崎勝巳君
会計管理者	大長根典子君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
総務課参事	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 山田良則君
庶務係長 三島佑里奈君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣言

●中村議長 ただいまから、令和7年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣言

●中村議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

●中村議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

山田事務局長。

●山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、監査委員より、令和6年11月から令和7年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配付のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

●中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

●中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

●按田町長 議長から発言のお許しをいただきましたので、前回、令和6年第4回定例会から本定例会までの間の行政報告をいたします。

最初に、2月3日から4日にかけての大雪への対応についてであります。

2月3日午後から4日にかけて降った雪は、帯広市において12時間降雪量が120センチメートルに達し、国内観測史上1位を記録するなど記録的な大雪となり、高速道路や国道、道道の一部区間で通行止めになり、公共交通機関は運休が相次ぎ、交通の乱れが生じるなど大きな影響を及ぼしました。

本町においては、この降雪に伴う除雪を2月4日午前3時から開始し、2月5日中には通行を確保できる除雪を終了しましたが、その後も道路拡幅のための除排雪を2月20日まで実施しました。この間、町民の皆様にはご不便をお掛けいたしました。

また、大雪の影響により、2月4日に茂岩保育所、大津保育所、学童保育所、子育て支援センター及びことばの教室を休所したほか、二宮簡易郵便局及び十弗簡易郵便局の休局、ジュエリーハウスの休館、コミュニティバス、町有バス及び患者輸送車の運休、ごみ収集業務を中止しました。

また、豊頃医院は2月4日から5日午前中まで休診、町内小・中学校は2月4日から5日まで臨時休校、える夢館及び総合体育館は4日の閉館時間を午後5時に繰り上げるなどの対応を行いました。

これらの情報は、町ホームページ及び公式LINEにより周知を図ったほか、各保育所及び小中学校の保護者には、それぞれ業務支援システムを活用して休所及び休校を連絡しました。また、一人暮らしなど配慮が必要な高齢者世帯には、電話等により安否確認を行いました。

この大雪による被害に関しては、公共施設では、町営スケートリンクの散水タンク車を保管するビニールハウスの破損、また、農業用施設では、建物及び構築物19件、農業用機械3件の被害を確認しております。

なお、2月13日に牛首別農事組合が、2月19日、22日及び24日に町内事業者1社が、それぞれ公共施設の排雪ボランティアを実施いただいたことにより、公共施設、公共駐車場及び学校など堆雪状況が解消されております。

続きまして、令和6年度繰越明許費に係る各事業についてであります。

民生費において、住民税非課税世帯に対し、3万円を支給する「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業（住民税非課税世帯分・令和6年度国補正予算分）」を、衛生費において、令和7年4月から早急に事業を実施するため「出産・子育て応援交付金システム改修事業」を、農林水産業費において、長節地区及び茂岩地区で実施する「道営農地整備事業」を、また、町内農業法人によるバイオマス地産地消施設整備のため「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業」を、消防費「津波救命艇整備事業」においては、業務受注者から、昨今の津波救命艇の急激な受注増に伴い、製造に必要な資材の納品の遅延及び国土交通省の津波救命艇ガイドラインに基づく検査に時間を要するため、契約期限である3月14日までに納品できない旨申し出があり、令和7年度まで納期が遅延することから、繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施いたします。

最後に、豊頃医院及び大津診療所の管理者変更についてであります。

豊頃医院及び大津診療所の運営については、現在、公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として診療を行っており、令和6年第4回定例会において、本年4月からの指定管理継続についてご承認いただいたところです。

この度、豊頃医院と大津診療所の管理者として診療に携わっている木下順二医師が

3月末をもって退任し、4月から中村晃医師が新たに着任する予定である旨、地域医療振興協会から報告を受けました。

中村医師は、平成14年から平成27年までの14年間、代替医師として本町で毎年1週間程度勤務した経験があり、まちの様子や外来患者の傾向などについて理解されています。

現在、木下医師は、地域医療振興協会の常務理事として本部業務を兼務しているため、担当する診療日は水曜日から金曜日までとなっておりますが、4月からは中村医師が常勤医師として着任することから、常勤による診療体制が確保され、より安定した医療の提供が可能となります。

今後とも、町民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、地域保健医療の確保と質の向上に努め、住民福祉の増進を図ってまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番坂口尚示議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●中村議長 日程第3 委員会報告第1号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第1号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

- (1) 令和7年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。
- (3) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和7年2月27日。

3、調査の経過。

- (1) 令和7年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和7年2月25日招集告示のあった令和7年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、2月27日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

「豊頃町議会委員会条例の一部を改正」及び「豊頃町議会会議規則の一部改正」をする必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

- (3) 議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、「豊頃町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定（案）」及び「令和7年度豊頃町議会議員研修計画（案）」について協議を行った。

4、調査の結果。

- (1) 令和7年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月14日を会期最終日として日程を調整した。

イ、請願書の取扱いについては、令和6年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、陳情書の取扱いについては、令和6年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、同意案第1号（公平委員会委員の選任）及び同意案第2号（監査委員の選任）については、本町議会の運営基準に基づき、討論を省略して簡易採決することとした。

た。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月4日を開催するよう日程を調整した。

カ、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数の制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、議員発議により「豊頃町議会委員会条例の一部改正」及び「豊頃町議会会議規則の一部改正」に関する議案を定例会3日目の3月13日に提出することとした。

（3）議長の諮問に関する事項。

ア、「豊頃町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定（案）」及び「令和7年度豊頃町議会議員研修計画（案）」については、議長から諮問のあつた内容を協議し、2月27日付け答申した。

以上です。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質 疑 な し）

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

●中村議長 日程第4 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

（1）二宮報徳館及び二宮簡易郵便局の施設整備等について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和7年2月7日。

4、調査の経過と結果。

（1）二宮報徳館及び二宮簡易郵便局の施設整備等について。

①二宮報徳館の施設整備等について。

ア、二宮報徳館について。

二宮報徳館は、社会教育の推進と地域社会の生活文化の向上を図ることを目的に設置された社会教育施設である。二宮報徳館の施設は、平成14年3月に閉校した旧二宮小学校の校舎を利用しており、築38年が経過している。

開館当初は主に地域交流の場として利用されていたが、次第に、二宮尊親や大津の歴史に関する資料などの収蔵場所として活用されるようになった。平成27年10月、全国報徳サミット豊頃町大会の開催に合わせ、「報徳のおしえ」と二宮開拓の歴史についての展示スペースを新たに設置した。

現在は、事前の申し込みにより随時開館して郷土資料調査研究員等の職員が見学を受け入れているが、今後、より多くの人に二宮尊親の功績や開拓の歴史について理解を深めてもらうためには定期開館が必要と考え、来館者が自由に見学して理解できるよう、令和5年度及び令和6年度に二宮報徳館の展示改修を実施した。

イ、二宮報徳館の展示改修の内容について。

令和5年度に実施した改修は、展示壁面の造作と展示パネルを15枚作成するとともに照明設備の設置を行い、事業費は308万8,000円であった。令和6年度は壁面を改修し、展示パネルを10枚作成し、展示台3台、展示ケース2台、照明設備の設置を行い、事業費は153万7,000円で、総事業費は462万5,000円となっている。

なお、令和7年度には、玄関ロビーに館内の展示内容を説明する導入パネルを設置する計画である。

また、二宮報徳館の展示改修の内容については、次の四点について工夫、改善が見られた。

一点目は、展示テーマの明確な設定についてである。展示テーマを「報徳思想と二宮尊徳」「二宮尊親の開拓」の2つとし、展示パネルの設置について、導入部分で二宮尊徳と報徳のおしえについて説明し、その後、二宮尊親の功績や開拓の歴史を説明する動線が整理されたことで、見学者が秩序立てて理解できるようになっていた。

二点目は、館内のデザインと史料の展示方法について改善が見られたことである。従来は廊下の掲示板等に展示物を貼付していたが、この度の改修で展示壁面を新たに造作し、順路の分かりやすい展示を行うことができるようになった。また、展示パネルのデザインが統一されたことにより展示全体に一貫性が生まれ、視覚的に明確で理解しやすい展示となっていた。そして、興復社社員の名簿板などの貴重な史料につい

ては、専用の展示台を用いて展示することで高さが生じ、鑑賞しやすくなっていた。

三点目は、わかりやすい表現方法を用いていたことである。解説文が平易な文章でまとめられており、児童生徒が興味を持って見学できるよう工夫されていた。また、イラストやグラフなどを効果的に使用し、一目でわかりやすく印象に残る展示になっていた。

四点目は、聴講スペースの配置についてである。講義等での活用を想定し、資料を投影するスクリーンや座席などが設けられていた。

ウ、二宮報徳館の入館者数の推移について。

展示改修前は、町内の新任教職員の研修や姉妹都市児童来町時の視察などで主に利用されていたが、年間入館者数は個人団体あわせて年間数件、数十名程度であった。

改修が完了した令和6年8月末以降は、各種団体の視察や町内小学校の学習活動や一般見学者などの利用があり、入館者数は令和7年1月末現在で12件、計125名であった。従来よりも一般見学者からの問合せが増えており、中には道外からの観光客の訪問もあった。

エ、二宮報徳館視察の受け入れ体制について。

現在は、事前の申し込みを受けて随時開館しているが、来年度以降、夏季期間に週3日程度開館できるよう人員体制等の整備を検討している。

今後は、町外に向けて積極的に情報発信を図り、豊頃町の文化観光拠点施設としての活用や地域活力向上につなげる場としての利用を検討することとしている。

②二宮簡易郵便局の施設整備等について。

ア、二宮簡易郵便局移転の経緯について。

旧二宮簡易郵便局舎は、昭和47年築の建物で、建築から50年以上が経過し老朽化が著しいため、令和3年11月、日本郵便株式会社北海道支社と局舎移転に関する協議を開始し、令和4年9月、二宮報徳館内に局舎を移転することで承認を受けた。令和5年2月、局舎移転改修工事が完了し、令和5年4月から新二宮簡易郵便局舎での業務を開始している。

なお、旧二宮簡易郵便局舎については、令和5年11月に解体を完了している。

イ、二宮簡易郵便局の施設整備の概要について。

二宮簡易郵便局の施設整備については、令和4年度及び令和5年度で実施しており、令和4年度は、二宮報徳館職員室のアスベスト含有調査、移転改修設計、移転改修工事等を実施し、総事業費は3,103万8,000円である。令和5年度は、二宮簡易郵便局引越し業務、旧二宮簡易郵便局舎アスベスト含有調査、旧二宮簡易郵便局舎解体工事を実施し、総工事費は319万2,000円である。

なお、施設整備の内容については、二宮報徳館職員室を改修し、窓口ロビー及び事

務室を整備、入口階段にアルミひさしを新設した。

ウ、二宮報徳館に移転したことによる効果。

業務執行上の安全性が確保され、勤務する簡易郵便局員の職場環境の向上が図られた。

エ、二宮簡易郵便局の運営状況。

年間利用者数はおよそ180人から240人程度、ひと月当たり15人から20人の利用がある。利用者の属性については、二宮地区の地域住民の利用がほとんどで、年代別で見ると、主な利用者の年代は60歳代で、利用者の約6割を占める。70歳代以上、50歳代未満の占める割合はそれぞれ2割程度である。また、郵便局訪問の記念として通帳に局名印を押印してもらうことを目的に預入や払戻を行う、いわゆる旅行貯金としての利用も一定数ある。

なお、年間の取扱件数については、郵便、貯金合わせて500件前後であり、そのほとんどが貯金の利用である。

5、まとめ。

(1) 二宮報徳館及び二宮簡易郵便局の施設整備等について。

①二宮報徳館の施設整備等について。

委員からは、展示を改修し内容が充実したことを町内外に向けてもっと積極的に周知した方がよいのではないかといった意見や、定期開館に向けた取組として、オーディオガイドを導入することで、解説員が不在の際も来館者が自動の音声解説を聞きながら展示の内容についてより深く学べるのではないかといった意見が出された。また、文化観光拠点施設としての活用を目指すのであれば、バリアフリー整備、多言語対応の展示など、更なる整備が必要ではないかといった意見が出された。さらに、報徳思想や二宮尊親の功績、そして大津の歴史についても併せて次の世代に伝承するためには、学芸員等の専門的人材の登用を含めて後継人材の確保・育成が不可決であるとの意見が出された。

②二宮簡易郵便局の施設整備等について。

委員からは、二宮報徳館内に移転することで既存の公共施設の複合化を図るとともに勤務環境が改善されたという意見や、二宮簡易郵便局に公的証明書の交付や地域の高齢者等の見守り活動等の自治体業務を委託することで、地域に根差した社会インフラとして更なる活用ができるのではないかといった意見が出された。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は、報告済とします。

◎ 委員会報告第3号

●中村議長　日程第5　委員会報告第3号　産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長　委員会報告第3号　産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 大津地域における各施設の整備状況等について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和7年2月13日。

4、調査の経過と結果。

(1) 大津地域における各施設の整備状況等について。

①大津漁港の整備状況等について。

大津漁港の整備は、北海道開発局策定の大津地区特定漁港漁場整備事業計画に基づき進めており、現計画の事業期間は平成30年度から令和9年度までの10年間である。

現計画では、大津漁港整備の主要対策を「防災・減災対策」と「衛生管理対策」として、次のとおり整備事業を実施している。

ア、防災・減災対策施設。

十勝沖地震や東日本大震災に伴う津波により大きな被害を受けたことから、防災・減災対策として、平成29年3月にクレーン式上架施設を完成させるとともに移動式船台車（シップキャリア）を納品している。令和4年3月に船揚場嵩上げ工事を完成させ、そして、今年度は漁船上架機材保管施設（シップキャリア車庫）の実施設計をまとめ、令和7年度の完成を予定している。

イ、衛生管理施設整備。

鳥糞や雨などの異物混入や直射日光による鮮度低下を防ぐとともに、水産物の陸揚

から出荷作業において品質保持のための作業環境の確保を目的として、大津漁協荷捌き所の両側（岸壁側、トラック発着場側）に屋根施設を整備するものである。

整備の状況については、岸壁側屋根施設は、令和4年12月に着工し、令和6年6月完成。 トラック発着場側屋根施設は、令和7年12月着工予定で、令和8年度以降の完成を目指している。また、大津漁港での衛生管理対策事業として、漁獲物及び車両の洗浄に使用する滅菌海水装置や電動フォークリフトを導入している。

②大津地域の津波緊急避難場所避難路の整備状況等について。

ア、森林管理道大津長節線開設事業について。

森林管理道大津長節線は、一般民有林と道有林があり、双方において当該路線を活用し、森林を整備するため、起点側の国道336号と終点側の町道を結ぶ連絡線形で整備が計画されており、緊急時にはトンケシ緊急避難場所と国道336号緊急避難場所を結ぶ避難路としての活用も想定している。

事業の概要は、車道幅員3.0メートル、総延長3,310メートル、総事業費2億3,172万5,000円で、令和5年度に事業を開始し、令和8年度に事業完了予定であり、開設後の林道管理者は豊頃町となる。

全体事業のうち、豊頃町が事業主体となる一般民有林内の森林管理道は、延長1,340メートルで、事業費の総額は1億1,210万6,000円で、町の負担は25パーセント、2,802万6,000円となる予定である。一般民有林内の森林管理道開設に係る事業計画については、令和5年度に全体計画調査及び路線測量を実施、令和6年度から令和8年度まで開設工事を実施する計画で、令和6年度は480メートルの工事区間の開設工事を完了している。

イ、大津地域津波緊急避難場所避難路の整備計画及び整備状況について。

町では大規模災害等による津波発生時に国道336号津波緊急避難場所への避難を想定しているが、道路寸断等も考えられることから、トンケシ津波緊急避難場所も併せて整備するとともに、令和5年度から令和9年度までの5か年計画で、国道336号津波緊急避難場所及びトンケシ津波緊急避難場所に接続する避難路の整備を次のとおり行っている。

(ア) 国道336号高台側避難路の整備状況。

国道336号高台側避難路は、道道912号大津長節線の漁港迂回路から道道911号大津旅来線までを結ぶ、車道幅員7.5メートル、総延長645メートルの町道で、令和5年度及び令和6年度で路盤整備工事を完了し、令和6年度及び令和7年度で舗装工事を実施し、完成する予定である。

(イ) トンケシ高台側避難路の整備状況。

漁港迂回路の角から直接トンケシ津波緊急避難場所へ向かう避難路へ接続する避難

路を整備する計画であり、令和5年度の地質・土質調査等により地盤が軟弱であることが判明したため、令和6年度に避難路整備に係る工法検討及び道路詳細設計等を実施し、令和7年度及び令和8年度で路盤工事を実施、令和8年度及び令和9年度で舗装工事を実施し、完成する予定である。

③ジュエリーアイス観光客向け駐車場の整備状況等について。

ア、ジュエリーアイス観光の現状について。

近年ではジュエリーアイスが多くのメディアに取り上げられたことやインバウンド需要の高まりなどにより、国内外から数多くの観光客が訪れている。

ジュエリーアイス観光客の入込については、ジュエリーハウスに設置したカウンター等により集計しているが、令和4年度には過去最多21,972人の観光客が訪れている。

イ、ジュエリーアイス観光によるオーバーツーリズム対策について。

厳冬期の一定期間、特に早朝の時間帯に大津地域の狭い範囲に観光客が集中し、駐車違反や騒音被害などにより地域住民の日常生活に支障が生じる、いわゆるオーバーツーリズムとよばれる現象が発生したことから、本町では、ジュエリーアイス観光によるオーバーツーリズム対策を次のとおり実施している。

(ア)観光マナーの周知について。

旅行会社やツアーガイドに観光マナーや注意事項を伝えるとともに、雑誌等の記事にも観光時の注意事項を記載するよう依頼している。また、町観光協会が運営しているSNSやインターネットサイト及び観光パンフレット上で、観光マナーに関する情報を日本語及び英語で発信するほか、今後、ユーチューブで浦島観光大使によるマナー啓発動画を配信する予定である。

(イ)観光の時間帯の分散化。

ジュエリーアイス観光は早朝に集中していることから、観光時間帯の分散を図るために、町観光協会の公式サイトやパンフレットに朝、昼、夕の各時間帯に撮影したジュエリーアイスの写真を掲載し、早朝以外の観光もできることを周知している。

(ウ)多言語表記の駐車場案内看板の設置。

インバウンド観光客が増え、また、観光客の多くはレンタカーなど自動車で来ることが多いことから、日本語のほか英語及び中国語を併記した駐車場案内看板を設置し対応している。

ウ、ジュエリーアイス観光客向け駐車場の整備状況について。

今年度、観光庁の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の補助金を活用し、地域観光交流の拠点となるジュエリーアイス観光客向け駐車場の整備を実施している。

具体的な整備内容については、大津漁業協同組合から無償で借用した敷地及び町有地2,611平方メートルを駐車場として造成するために、路盤改良舗装工事の実施とフェンス設置工事やLED街路灯を設置した。また、道道大津旅来線沿いに新たに駐車場案内看板を5基設置している。そのほか、車両進入禁止看板2基、駐車禁止看板7基、ソーラー電池駆動の監視カメラ4台を設置し、事業全体の予算総額は5,257万円で、主な財源は国庫補助金907万5,000円、辺地対策事業債4,310万円である。

なお、本事業で整備した駐車場以外に、ジュエリーハウスの前を駐車場として一般開放しているほか、大型バス専用駐車場を1か所、大津コミセン駐車場を観光客向け駐車場として開放している。また、旧正福寺の土地を借りて駐車場としているほか、元日には大津小学校駐車場も臨時駐車場として開放している。

5、まとめ。

（1）大津地域における各施設の整備状況等について。

①大津漁港の整備状況等について。

大津漁港の整備については、大津地区特定漁港漁場整備事業計画に基づき、「防災・減災対策」及び「衛生管理対策」を主軸として、漁船保管施設用地の嵩上げや屋根付き岸壁の整備等を実施し、現計画期間中である令和9年度末までに整備が完了する予定である。

また、次期計画の検討時期に差しかかっており、昨今の大津漁港における水揚げ量の低迷状況を鑑みると、漁業者の収入安定を目的とした養殖事業の着手が想定されることから、漁港の余剰スペースを活用した生け簀設置による養殖及び畜養などが考えられているが、漁港内での養殖については水深の確保が課題であり、海底の土砂を取り去る浚渫工事など更なる整備が必要である。

委員からは、養殖事業については、施設整備や運営管理に多額の経費がかかることや水温や病害などによるリスクも考えられることから慎重に検討すべきであるという意見が出された。

②大津地域の津波緊急避難場所避難路の整備状況等について。

大津地域の津波緊急避難場所避難路の整備については、大規模地震による道路寸断等を想定し、複数の避難路を確保することが重要であることから、国道336号津波緊急避難場所及びトンケン津波緊急避難場所に接続する避難路を令和5年度から令和9年度までの5か年計画で整備しているところである。また、森林管理道大津長節線については、本来の林道としての機能のほか緊急時は、津波緊急避難場所同士を結ぶ重要な避難路としても活用が期待されるところである。

委員からは、降雪、積雪時であっても避難経路を確保できるよう、除雪体制を再構

築すべきであるという意見が出された。

③ジュエリーアイス観光客向け駐車場の整備状況等について。

今年度、持続可能な観光地域づくりの実現を目的に、観光庁の補助金等を活用し新たな駐車場を整備し、多言語で書かれた駐車場案内看板等を設置したところである。オーバーツーリズムの未然防止として今後、効果が期待されるところではあるが、委員からは、駐車場を造成したことにより、オーバーツーリズムの未然防止にどの程度効果があったのか検証した上で、駐車場の有料化を含めた検討も必要ではないかという意見が出された。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は、報告済とします。

11時5分まで休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を進めます。

◎ 承認第1号

●中村議長 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書31ページをご覧ください。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについてご説明いたします。

本案は、除排雪に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）を令和7年2月4日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書第8号、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正是、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,575万1,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

7款土木費2項道路橋梁費に、除排雪委託料3,000万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページをご覧ください。

10款地方交付税1項地方交付税に、普通交付税3,000万円を追加するものであります。

以上でありますので、ご承認くださるようよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第10号

●中村議長 日程第7 議案第10号 令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長

●熊谷総務課長 議案第10号 令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,439万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,014万9,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。28ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費から69万2,000円を減額。

2款総務費1項総務管理費において、30ページ、3目財産管理費に減債基金積

立金 1 億 4 9 万 6,000 円、地域福祉基金積立金 3,013 万 8,000 円、行政情報化推進基金積立金 5,015 万 3,000 円を追加するなど、38 ページ、計 1 億 5,412 万 9,000 円を追加。2 項徴税費から 29 万円を減額。40 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費から 103 万 4,000 円を減額。4 項選挙費から 51 万 8,000 円を減額。42 ページ、5 項統計調査費から 5 万 2,000 円を減額。

3 款民生費 1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費から、44 ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業（住民税非課税世帯分・令和 6 年度国補正予算分）157 万 5,000 円を減額。（繰越明許費）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業（住民税非課税世帯分・令和 6 年度国補正予算分）106 万 5,000 円を追加。46 ページ、3 目老人福祉費に介護保険特別会計繰出金 828 万 4,000 円を追加。4 目障害者福祉費に自立支援給付費 1,002 万円を追加するなど、48 ページ、計 157 万 2,000 円を追加。2 項児童福祉費において、52 ページ、4 目児童措置費に児童手当費 430 万円を追加するなど計 49 万 7,000 円を追加。

4 款衛生費 1 項保健衛生費において、56 ページ、3 目保健指導費に（繰越明許費）出産・子育て応援交付金システム改修 118 万 8,000 円を追加するなど計 294 万 1,000 円を減額。58 ページ、2 項簡易水道費から簡易水道事業会計補助金 73 万円を減額。

5 款農林水産業費 1 項農業費において、2 目農業総務費に公用車購入 380 万円を追加。60 ページ、4 目道営事業費に（繰越明許費）道営農地整備事業負担金 5,440 万円を追加するなど計 4,996 万 2,000 円を追加。2 項畜産業費において、1 目畜産業費に（繰越明許費）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 4,190 万 8,000 円を追加するなど計 4,028 万円を追加。3 項林業費から、62 ページ、575 万 7,000 円を減額。4 項水産業費から、64 ページ、70 万 5,000 円を減額。

6 款商工費 1 項商工費において、1 目商工総務費からふるさと応援寄附金事業 1,845 万円を減額するなど、66 ページ、計 2,645 万 3,000 円を減額。

7 款土木費 1 項土木管理費から、68 ページ、503 万 2,000 円を減額。2 項道路橋梁費において、1 目道路橋梁維持費に公用車購入 310 万円を追加。3 目道路新設改良費から、70 ページ、建設機械格納庫新築工事 384 万円を減額するなど計 447 万 2,000 円を減額。3 項住宅費において、2 目住宅建設費から十弗宝町団地町営住宅除却工事 405 万円を減額するなど計 562 万 3,000 円を減額。4 項河川費から、72 ページ、31 万 8,000 円を減額。5 項施設費から 182 万 6,000 円を減額。74 ページ、6 項公共下水道費から公共下水道事業

会計補助金 17万8,000円を減額。

8款消防費 1項消防費から 51万9,000円を減額。2項災害対策費から、76ページ、津波救命艇購入 2,200万円を減額、（繰越明許費）津波救命艇購入 2,090万円を追加するなど計 325万円を減額。

9款教育費 1項教育総務費から、78ページ、128万3,000円を減額。2項小学校費において、1目学校管理費に電気料 320万円を追加するなど、80ページ、計 35万1,000円を追加。3項中学校費において、82ページ、3目学校建設費から旧豊頃中学校解体工事 6,270万円を減額するなど計 6,558万6,000円を減額。4項社会教育費から、86ページ、648万円を減額。5項保健体育費において、88ページ、3目学校給食費に厨房床改修工事 65万円を追加するなど計 419万円を減額。

11款公債費 1項公債費において、1目元金から長期債償還元金 1,439万4,000円を減額するなど計 1,446万4,000円を減額。

次に、歳入につきましては、12ページをご覧ください。

1款町税 1項町民税に 660万円を追加。2項固定資産税に 81万9,000円を追加。3項軽自動車税に 36万4,000円を追加。4項町たばこ税に 347万6,000円を追加。

10款地方交付税 1項地方交付税に、普通交付税 5,943万9,000円を追加。

12款分担金及び負担金 1項分担金に、（繰越明許費）道営負担事業 2,400万円を追加するなど計 2,300万2,000円を追加。14ページ、2項負担金に、認可保育所保育料 107万9,000円を追加するなど計 103万4,000円を追加。

13款使用料及び手数料 1項使用料において、6目土木使用料に住宅使用料 475万円を追加するなど計 562万7,000円を追加。2項手数料において、3目衛生手数料から指定ごみ袋・処理券 115万円を減額するなど計 129万7,000円を減額。

16ページ、14款国庫支出金 1項国庫負担金において、1目民生費国庫負担金に、障害者自立支援給付費 501万円、児童手当 522万7,000円を追加するなど計 1,049万6,000円を追加。2項国庫補助金において、4目農林水産業費国庫補助金に（繰越明許費）農業経営高度化推進事業補助金 1,671万9,000円を追加。7目教育費国庫補助金に公立学校施設整備事業補助金 2,680万2,000円を追加するなど計 2,165万8,000円を追加。18ページ、3項委託金に 123万8,000円を追加。

15款道支出金1項道負担金において、1目民生費負担金に障害者自立支援給付費250万5,000円を追加するなど計261万円を追加。2項道補助金において、20ページ、4目農林水産業費補助金に、農業委員会活動促進事業389万1,000円、（繰越明許費）次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金684万円、（繰越明許費）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金4,190万8,000円を追加。5目消防費補助金に、津波避難施設等整備特別対策事業費補助金238万6,000円を追加するなど計5,378万8,000円を追加。3項委託金に、22ページ、6万5,000円を追加。

16款財産収入1項財産運用収入において、2目利子及び配当金に財政調整基金積立金利子153万4,000円を追加するなど計375万5,000円を追加。2項財産売払収入において、1目不動産売払収入に土地売払265万8,000円を追加するなど計531万1,000円を追加。

24ページ、17款寄附金1項寄附金からふるさと応援寄附金1,250万円を減額するなど計1,123万円を減額。

18款繰入金1項繰入金からふるさと応援基金繰入金1,840万円、教育振興基金繰入金1,000万円を減額するなど、計2,945万9,000円を減額。

20款諸収入5項雑入から、26ページ、69万8,000円を減額。

21款町債1項町債において、6目消防債から津波救命艇整備事業2,200万円を減額。（繰越明許費）津波救命艇整備事業2,090万円を追加。7目教育債から豊頃中学校改築事業7,930万円を減額するなど計6,220万円を減額。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては、5ページ、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

表記載の5事業において、翌年度に繰り越して使用できる経費を1億1,946万1,000円と定め、繰越明許費に追加するものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ、第3表債務負担行為補正をご覧ください。

表記載の1事業の変更及び3事業の追加により、4事業に係る限度額を1億6,571万7,000円から2億968万7,000円に改め、定めるものであります。

次に、第4条地方債の補正につきましては、7ページ、第4表地方債補正をご覧ください。

表記載のとおり、7事業に係る規定の地方債限度額6億490万円を5億4,270万円に改め、地方債限度額の総額を5億9,975万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。12ページをお開きください。

1 款町税。

(質疑なし)

●中村議長 10款地方交付税。

(質疑なし)

●中村議長 12款分担金及び負担金。

(質疑なし)

●中村議長 13款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●中村議長 14款国庫支出金。

(質疑なし)

●中村議長 15款道支出金。

(質疑なし)

●中村議長 22ページ、16款財産収入。

(質疑なし)

●中村議長 17款寄附金。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 ふるさと応援寄附金について質問いたします。

こちら、1,250万円の減となっておりますけれども、昨年度のふるさと納税の寄附金の決算が3,229万円であったということで、令和6年度の当初予算4,550万円から補正減した後の金額が3,300万円になって、昨年度と同等ぐらいの着地見込みとなるのかなと予想されますけれども、着地予想については、昨年度と同様ぐらいの金額で見ていくのでしょうか。お願ひいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、今年度の歳入の見込額が減ずるということで、今回、減額補正を上げさせていただきました。昨年度の実績が3,229万円ということでありましたが、本年度2月末現在で、ふるさと応援寄附金の額が3,053万3,000円となっておりまして、残り1か月となっております。担当課での見込みでは、残り1か月で昨年度と同様、あと200万円程度歳入を見込むことはちょっと厳しいかなとは見ておりますが、ほぼ同程度に近い数字で推移すると思われますので、ご報告申し

上げます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 昨年の当初予算の審議の際に、私、質問しましたときに、担当からの答弁で、令和5年度の途中からポータルサイト、間口を2社増やし、また、令和6年度もそのサイトをさらに増やすとありました。ほかにも、体験型の返礼品など新しい取組をすることを念頭において、その増加分を1,200万円、1,300万円を見て、当初予算を4,550万円で計上したという答弁がありましたけれども、実際、やはり着地が昨年度と同等で、なかなかその増加分が予想どおりにいかなかつたというような現状であると思います。令和6年度、さまざまな新しい取組もやつたと思いますけれども、その辺りに対しての現時点の評価といいますか、その辺りのご説明をお願いいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 ご答弁申し上げます。

令和6年度当初につきましては、4,500万円程度ということで見込みまして、今年度から新しく体験型アウトドア1件、あとは、はるにれの木を利用した観光写真等の1件ということでやりましたけど、現在の体験型の申込みが0件ということで、残念ながらございません。

新年度に向けて、この体験型の内容の精査と寄附金額の見直しについて、現在、検討段階に入っているところでございます。また、令和6年度につきましては、総務省から一部乳製品の取扱いに疑惑が生じまして、12月頃からの再開となった部分もあり、その分の歳入が少し影響したのかなと思っております。通常どおり動いていれば、昨年度を超えたのではないかと担当課としても思ってございますので、全体的に寄附金額、商品の増加を新年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。18款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 20款諸収入。

(質疑なし)

●中村議長 21款町債。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。28ページをお開きください。

1款議会費1項議会費。

(質疑なし)

●中村議長 2款総務費1項総務管理費。

(質疑なし)

●中村議長 38ページ、2項徴稅費。

(質疑なし)

●中村議長 3項戸籍住民基本台帳費。

(質疑なし)

●中村議長 4項選挙費。

(質疑なし)

●中村議長 5項統計調査費。

(質疑なし)

●中村議長 3款民生費1項社会福祉費。

(質疑なし)

●中村議長 48ページ、2項児童福祉費。

(質疑なし)

●中村議長 52ページ、4款衛生費1項保健衛生費。

(質疑なし)

●中村議長 58ページ、2項簡易水道費。

(質疑なし)

●中村議長 5款農林水産業費1項農業費。

説明第1号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書1ページをご覧ください。

説明第1号、道営農地整備事業の施行についてご説明いたします。

令和6年度（繰越明許費）において、農業生産性の向上を図るため、道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業の概要についてご説明いたします。

はじめに、事業名、長節地区は継続事業であります。全体事業費9,000万円、事業予算額1,530万円、負担割合は17パーセントであります。事業の内容につきましては、区画整理を面積25.2ヘクタール実施いたします。

次に、茂岩地区は継続事業であります。全体事業費 2 億 3,000 万円、事業予算額 3,910 万円、負担割合は 17 パーセントであります。事業内容につきましては、区画整理を面積 80.0 ヘクタール実施いたします。

本事業につきましては、国の補正予算にて配分されたものでございますが、冬期の工事施工が困難であることから、新年度へ繰り越し、事業を実施するものであります。事業の概要につきましては、以上であります。

なお、道営農地整備事業施行位置図につきましては、裏面 2 ページに長節地区、隣 3 ページに茂岩地区の区画整理位置を示しておりますのでご参照願います。

なお、事業主体は北海道であります。

説明は以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 60 ページ、2 項畜産業費。

説明第 2 号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書 5 ページをご覧ください。

説明第 2 号、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業の施行についてご説明いたします。

令和 6 年度（繰越明許費）において、環境負荷の少ない営農体系を構築するため、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要についてご説明いたします。

事業名は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業であります。全体事業費 8,382 万 8,000 円、事業予算額 4,190 万 8,000 円。事業の内容につきましては、基本施設整備でバイオガスプラントの設置、排泄物処理 1 日当たり 108 トン、発電量は 1 日当たり 9,146 ワットアワー、継続事業であります。

なお、本事業は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の事業としておりますが、令和 3 年度につきましては国、令和 4 年度、令和 5 年度につきましては北海道で交付金支給事務を行っておりましたが、北海道の事務見直しに伴いまして、令和 6 年度からは令和 5 年度繰越明許費により実施、来年度事業につきましても、今年度の繰越明許費により、町で施行します。

事業の概要につきましては、以上であります。

なお、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業の施行位置図につきまして

は、裏面6ページをご参照ください。

事業主体は、株式会社Jリードです。

説明は以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 今の説明で大体今回の繰越明許費については理解できました。

事業年度は令和3年から令和7年ということになります、今年度まで。この中において、本町のゼロカーボンシティ宣言都市としての唯一のバイオマス施設です、民間としては唯一だと思います。

したがって、今後について、この事業内容から見ると、この事業主は多分、自給自足、自分で発電したものは自分で電気を消費する、使うということが前提で、余剰電力があった場合には、これを売電するという事業内容であるかに聞いています。これは、新聞紙上でもそういうような内容がありました。

今後について、この売電するということになると、この当該地から変電所に送電する施設も、これからは考えなければならないのではないかという現実的な問題があるように考えられます。

したがって、今後について、これは、道はこういう変更をしてしまったものですから、本町の資源として、財源もこれらの事業に相当な援助、支援をしなければならないのではないかなど私は考えますが、これらについての今後の考え方はいかがでしょうか。その件について、もし、おありであれば説明いただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 私からお答えさせていただきます。

今、大崎議員からお話のあった、このみどりの食料システム戦略緊急対策交付金についてであります。先ほど予算説明したとおり、株式会社Jリードが設置するバイオガス発電の施設に対しての補助ということで、通常であれば、お金の行き来は国がやっていて、道がやっていて、最後はもう町に押しつけられたような形で、いろいろな部分で町費を投入しながら間接補助していくことになります。

基本的に、整備は法人が直接やっていることですから、いわゆるバイオマスの今後の展開という中では、いろいろと町のほうも法人からお話は聞いていますけれども、基本的には、まずは動かしてみないと先のことは分からないというような話も聞いています。

実際、施設に対して、資源となるふん尿が、逆に施設が大きすぎて足りなくなるのではないかという話もしていますから、どれくらい発電ができるかというのも実際、動いてみると分からぬのではないかと思っています。

そういったところで、その後の事業の展開については、やはり少し様子を見ないと、そこで町が関わり合って何かやっていくというようななかたちも、なかなか展開として関わりづらいところがあるのかなと思っていますから、実際問題、最初のうちは少し様子見をさせていただきながら、その後、その法人とお話をさせていただきながら、どういった展開が必要なのか考えていかなければならないのかなと、そのように私はお話し合いをしている中では感じているところでございます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状としては、この当面の問題点というのはもう認識しているわけですが、今の町長の説明の中で、本町のこの民間のバイオマス事業というのは、もう既にご承知のように、全体的にカーボンを減少させるという目標値がやはりあるわけで、それについての民間事業として唯一の事業モデルだろうというふうに私は理解して当初から観察していました。

したがって、この事業者が成功しなければ、本町の一次産業の同事業主の皆さんにも相当なインパクトがあると思います。

したがって、申し上げたいのは、現状はこのような把握と理解をしていますが、今後についてのこの当該事業主の計画、事業内容、そういうものについては民間であるから、行政としては入る限界があるかもしれません、その辺の意思疎通をぜひとも図りながら、あるいは協力しながら進めていくというような意思を確認してはどうかなという考え方あります。

最後にその件について一言、理事者から述べていただきたいなと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今、担当課長のほうに聞きましたら、ゼロカーボンの計画の中には、このバイオガスの発電の関係の数値というのは入っていないという話ですから、実際にこれが設置されて稼働するようになると、どれくらいカーボンニュートラルに貢献するかという中で、うちの計画で目指すところの30年、50年先の数値の中にははじかれていくのかなと、そのように思っております。

そういった点では、ぜひ、町としては、マイナスになるようなイメージはないと思いますし、また、先ほど最後のほうに言っていた、町としてどういう協力をしていくのか、そういった意思があるのかというところだったかなと思いますけれども、いわゆる財源的なこと、町から単独費を出して何かをしてあげるというのは、なかなか簡単なことではないのかなと思いますけれども、法人がやっていることですから、事業者がやっていることですから。なかなかうまくいくまでにはならないのかなと思いますが、いろいろなつなぎとして協力していくことですか、町のそういった計画に

関してしっかりと貢献していただくというところでは、いろいろな意味でその法人とも話をしながら今後のことと詰めていかなければならないかなと、そのように私自身も考えておりますので、そこも担当課も含めてしっかりと進めていかなければならぬと、そのように思っています。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。3項林業費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 63ページの1目林業総務費の12節エゾシカ生息被害調査について伺いたいと思います。

こちら補正予算がマイナス減となって、詳細が、金額が出てきたのかなと思いますけれども、現時点の調査状況と、また、この調査結果を基にした今後のスケジュールについてどのようにになっているか伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 ご答弁申し上げます。

今回の、まず被害調査の減額については、入札残でございます。今現在、事業の経過なのですけれども、実際にまだ納品されていない状況です。はっきりとした数字は今のところ出でていないのですけれども、ただ、今回のこの事業は、猟友会や営農者への聞き取りによって被害面積や被害額を出してしまって、更に山林内にセンサー等を設置して動態調査も行うことによりまして、これまで行政で行っていた調査、任意で報告されていた回収率の十数パーセントの野生鳥獣被害調査よりは正確な数字が得られるのではないかなと思っております。今のところ数字は委託業者から上がっていなのですけれども、確実に野生鳥獣調査よりも精度が高いものが得られると思っております。年度内に報告をいただくことになっております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。4項水産業費。

(質疑なし)

●中村議長 64ページ、6款商工費1項商工費。

(質疑なし)

●中村議長 7款土木費1項土木管理費。

(質疑なし)

- 中村議長 2項道路橋梁費。
(質疑なし)
- 中村議長 3項住宅費。
(質疑なし)
- 中村議長 4項河川費。
(質疑なし)
- 中村議長 5項施設費。
(質疑なし)
- 中村議長 6項公共下水道費。
(質疑なし)
- 中村議長 8款消防費 1項消防費。
(質疑なし)
- 中村議長 2項災害対策費。
(質疑なし)
- 中村議長 9款教育費 1項教育総務費。
(質疑なし)
- 中村議長 2項小学校費。
(質疑なし)
- 中村議長 3項中学校費。
6番大崎議員。
●6番大崎議員 確認なのですが、工事の関係なのですが、△6,270万円と、当初予算から見ると大体4分の1ぐらいの金額なのですが、これは何か事情があったのかどうなのか、その辺の理由を説明いただけますか。
- 中村議長 森教育課長。
- 森教育課長 私からご答弁させていただきます。
旧豊頃中学校解体工事なのですが、当初予算で計上していたときには、労務費の上昇率ですとか廃棄物の処理費の高騰分を見込みまして、それらの物価上昇分で約2割程度多めに見込んでございました。
- 今回、工事完了しましたが、物価上昇に関してほぼ影響を受けないで工事完了しましたので、今回減額で予算計上させていただきました。
- 以上です。
- 中村議長 ほかに質疑はありませんか。
- 1番小笠原議員。
- 1番小笠原議員 今の解体工事のところについて、追加で質問したいのですけれど

も、こちらの財源の国からの補助金、公立学校施設整備事業補助金が2,653万円の増となっているわけですけれども、こちらはどのような要因で増額になったのか説明をお願いいたします。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 ご答弁いたします。

こちらにつきましては、当初予算を計上させていただいたときに、まだ実施設計が完了しておりませんで、工事額を基本設計時の概算工事額を参考に計上したものでございます。今回、工事が完了しまして、事業費のうちの補助対象経費を精査した結果、補助金の内示額が当初予算よりも増えた通知を受けましたので、今回2,000万円以上の補助額増額を計上させていただきました。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。4項社会教育費。

(質疑なし)

●中村議長 86ページ、5項保健体育費。

(質疑なし)

●中村議長 88ページ、11款公債費1項公債費。

(質疑なし)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページの第2表繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページの第3表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページから8ページまでの第4表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

●中村議長 日程第8 議案第11号 令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第11号 令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。補正予算書93ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,561万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,424万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。104ページをお開き願います。

第1款総務費1項総務管理費からシステム改修33万2,000円を減額するなど計44万1,000円を減額。2項運営協議会費から国保運営協議会委員報酬8万5,000円を減額するなど計14万1,000円を減額。

2款保険給付費1項療養諸費において、1目被保険者療養給付費から療養給付費3,000万円を減額。2目被保険者療養費から療養費50万円を減額するなど計3,050万円を減額。106ページ、2項高額療養費において、1目被保険者高額療養費から高額療養費200万円を減額するなど計209万円を減額。4項出産育児諸費から出産育児一時金150万円を減額。

4款保健事業費1項特定健康診査等事業費から特定健康診査等負担金100万円を

減額するなど計136万円を減額。

108ページ、5款基金積立金1項基金積立金に、国民健康保険基金5,000円を追加。

6款諸支出金2項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利子12万4,000円を減額。3項一般会計繰出金に一般会計繰出金54万1,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、100ページをご覧ください。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税から医療給付費分現年課税分82万7,000円を減額、介護納付金分現年課税分40万2,000円を減額するなど計113万8,000円を減額。

2款国庫支出金1項国庫補助金において、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金2万6,000円を追加するなど計3万円を追加。

3款道支出金1項道補助金から普通交付金3,409万7,000円を減額するなど計3,336万2,000円を減額。

102ページ、4款財産収入1項財産運用収入に、国民健康保険基金積立金利子5,000円を追加。

5款繰入金1項他会計繰入金に、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）102万9,000円を追加。職員給与費等繰入金から58万2,000円を減額するなど計72万3,000円を追加。2項基金繰入金から国民健康保険基金繰入金900万円を減額。

6款繰越金1項繰越金に、前年度繰越金712万5,000円を追加。

7款諸収入2項雑入に、療養給付費等返納金7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。100ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

（質疑なし）

●中村議長 2款国庫支出金。

（質疑なし）

●中村議長 3款道支出金。

（質疑なし）

- 中村議長 4款財産収入。
(質疑なし)
- 中村議長 5款繰入金。
(質疑なし)
- 中村議長 6款繰越金。
(質疑なし)
- 中村議長 7款諸収入。
(質疑なし)
- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。104ページをお開きください。
- 1款総務費。
(質疑なし)
- 中村議長 2款保険給付費。
(質疑なし)
- 中村議長 106ページ、4款保健事業費。
(質疑なし)
- 中村議長 5款基金積立金。
(質疑なし)
- 中村議長 6款諸支出金。
(質疑なし)
- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)
- 中村議長 討論なしと認めます。
これから議案第11号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時56分 休憩
午後 1時00分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第12号

●中村議長 日程第9 議案第12号 令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 議案第12号 令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。補正予算書111ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,589万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,435万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。124ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費に、介護保険事務システム改修26万円を追加。3項介護認定審査会費から主治医意見書作成料20万円を減額するなど計35万円を減額。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費に、居宅介護サービス給付費863万9,000円、地域密着型介護サービス給付費585万4,000円を追加するなど計1,491万1,000円を追加。126ページ、2項介護予防サービス等諸費から地域密着型介護予防サービス給付費80万円を減額するなど計60万円を減額。3項その他諸費に審査支払手数料2万円を追加。4項高額介護サービス等費に高額介護サービス費140万円を追加。128ページ、5項高額医療合算介護サービス等費から高額医療合算介護サービス費80万円を減額。6項特定入所者介護サービス等費に特定入所者介護サービス費10万円を追加。

130ページ、3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費に、介護予防・生活支援サービス事業負担金115万6,000円を追加。2項一般介護予防事業費から傷害保険料3万円を減額。132ページ、3項包括的支援事業・任意事業費において、1目包括的支援事業費から普通旅費7万円を減額。4目認知症総合支

援事業費から普通旅費 7 万円を減額するなど計 19 万 5,000 円を減額。

4 款基金積立金 1 項基金積立金に、介護給付費準備基金 2 万 5,000 円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、118 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料に、介護予防サービス計画手数料 30 万円を追加。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金に、介護給付費負担金 370 万 6,000 円を追加。2 項国庫補助金において、1 目調整交付金から介護給付費調整交付金 30 万円を減額。7 目保険者努力支援交付金に保険者努力支援交付金 43 万円を追加するなど計 62 万円を追加。

4 款道支出金 1 項道負担金に、介護給付費負担金 81 万 7,000 円を追加。120 ページ、2 項道補助金において、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に 43 万 1,000 円を追加。2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）から 12 万 4,000 円を減額するなど計 30 万 7,000 円を追加。

5 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金において、1 目介護給付費交付金に介護給付費交付金 253 万 8,000 円を追加。2 目地域支援事業支援交付金から地域支援事業支援交付金 55 万 8,000 円を減額するなど計 197 万 8,000 円を追加。

6 款財産収入 1 項財産運用収入に、介護給付費準備基金積立金利子 2 万 5,000 円を追加。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金に、介護給付費繰入金 340 万 9,000 円を追加。122 ページ、その他繰入金 285 万 6,000 円を追加するなど計 828 万 4,000 円を追加。2 項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金 38 万 7,000 円を減額。

8 款繰越金 1 項繰越金に、前年度繰越金 44 万 7,000 円を追加。

9 款諸収入 2 項雑入から生きがいデイサービス利用者負担金 20 万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。118 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●中村議長 3 款国庫支出金。

(質疑なし)

●中村議長 4款道支出金。

(質疑なし)

●中村議長 5款支払基金交付金。

(質疑なし)

●中村議長 6款財産収入。

(質疑なし)

●中村議長 7款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 8款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 9款諸収入。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。124ページをお開きください。

1款総務費。

(質疑なし)

●中村議長 2款保険給付費。

(質疑なし)

●中村議長 130ページ、3款地域支援事業費。

(質疑なし)

●中村議長 4款基金積立金。

(質疑なし)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

●中村議長 日程第10 議案第13号 令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 議案第13号 令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。補正予算書135ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,356万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。144ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費から普通旅費7万1,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金から保険料等負担金213万円を減額するものであります。

次に、歳入につきましては142ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料から現年度分213万円を減額。

2款繰入金1項他会計繰入金から事務費等繰入金19万2,000円を減額。

4款諸収入3項雑入に、広域連合特別調整交付金12万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。142ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料。

(質疑なし)

●中村議長 2款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 4款諸収入。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。144ページをお開きください。

1款総務費。

(質疑なし)

●中村議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質疑なし)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●中村議長 日程第11 議案第14号 令和6年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鎌木福祉課長 議案第14号 令和6年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。補正予算書147ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億264万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。156ページをお開き願います。

1款医院費1項医院費から高圧受電設備更新工事14万3,000円を減額するなど計31万1,000円を減額。

2款歯科診療所費1項歯科診療所費において、1目歯科診療所管理費から塗装改修工事30万5,000円を減額。2目歯科診療所運営費に診療報酬253万1,000円を追加するなど計222万6,000円を追加。

3款公債費1項公債費において、1目元金から長期債償還元金3万6,000円を減額。2目利子から長期債償還利子3万5,000円を減額するなど計7万1,000円を減額。

次に、歳入につきましては、154ページをご覧ください。

1款財産収入1項財産運用収入から職員住宅貸付71万2,000円を減額。

2款繰入金1項他会計繰入金に豊頃医院管理費40万1,000円を追加、歯科診療所管理費37万6,000円を減額し、計2万5,000円を追加。

4款諸収入1項診療報酬収入に、歯科診療所253万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。154ページをお開きください。

1款財産収入。

(質疑なし)

●中村議長 2款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 4款諸収入。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

156ページ、1款医院費。

(質疑なし)

●中村議長 2款歯科診療所費。

(質疑なし)

●中村議長 3款公債費。

(質疑なし)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

●中村議長 日程第12 議案第15号 令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 別冊の簡易水道事業会計・公共下水道事業会計と表記のある補正予算書1ページをご覧ください。

議案第15号 令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出、第3条、資本的収入及び支出について、それぞれご

説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、6ページ、7ページをご覧ください。7ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、5目総係費に電気料80万円を追加するなど計66万4,000円を追加。2項営業外費用から108万5,000円を減額。

次に、6ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益1項営業収益から300万円を減額。2項営業外収益に一般会計補助金267万9,000円を追加。

1ページに戻りまして、第2条は、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算第3条本文なお書きを「なお、営業費用中総係費のうち委託料1,760千円の財源にあてるため、企業債1,700千円を借り入れる。」に改めるものです。

次に、資本的収入及び支出の補正内容について、8ページ、9ページをご覧ください。9ページの資本的支出からご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費から本管移設等補償工事132万円を減額するなど計355万7,000円を減額。2項企業債償還金から12万2,000円を減額。

次に、8ページの資本的収入についてご説明いたします。

1款資本的収入1項企業債から100万円を減額。4項他会計補助金から340万9,000円を減額。7項負担金に73万円を追加。

1ページに戻りまして、第3条は、予算第4条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,809千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,434千円、引継金7,028千円及び損益勘定留保資金48,347千円で補てんするものとする。)」に改めるものです。

2ページに移りまして、第4条は、企業債の限度額を1億890万円から1億780万円に改め、定めるものであります。

第5条は、他会計からの補助金を7,416万1,000円に改めるものです。

なお、今回の補正により、11ページから14ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、注記のⅡ予定貸借対照表等関連の項目に記載の金額が変更になっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算説明書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。6ページをお開きください。

1 款簡易水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。7ページをお開きください。

1 款簡易水道事業費用。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。8ページをお開きください。

1 款資本的収入。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。9ページをお開きください。

1 款資本的支出。

(質疑なし)

●中村議長 次に、2ページに戻っていただきます。

第4条企業債及び第5条他会計からの補助金について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●中村議長 日程第13 議案第16号 令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正

予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 引き続き、別冊の簡易水道事業会計・公共下水道事業会計と表記のある補正予算書15ページをご覧ください。

議案第16号 令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出、第3条、資本的収入及び支出について、それぞれご説明いたします。収益的収入及び支出の補正内容について、20ページ、21ページをご覧ください。21ページの収益的支出からご説明いたします。

1款下水道事業費用1項営業費用において、5目総係費から下水道ストックマネジメント計画策定182万円を減額するなど計423万1,000円を減額。2項営業外費用において、2目消費税及び地方消費税に令和6年度事業期間分消費税及び地方消費税472万1,000円を追加するなど計413万8,000円を追加。3項特別損失から78万5,000円を減額。

次に、20ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款下水道事業収益1項営業収益から75万5,000円を減額。2項営業外収益3目他会計補助金に一般会計補助金138万7,000円を追加。4目補助金から国庫補助金141万円を減額し、計2万3,000円を減額。

15ページに戻りまして、第2条は、令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算第3条本文なお書きを「なお、営業費用中総係費のうち委託料1,760千円の財源にあてるため、企業債1,700千円を借り入れる。」に改めるものです。

次に、資本的収入及び支出の補正内容について、22ページ、23ページをご覧ください。23ページの資本的支出からご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費から120万円を減額。2項企業債償還金から36万5,000円を減額。

次に、22ページの資本的収入についてご説明いたします。

1款資本的収入4項他会計補助金から156万5,000円を減額。

16ページに移りまして、第4条は企業債の限度額を180万円から170万円に改め、定めるものであります。

第5条は、他会計からの補助金を1億6,222万9,000円に改めるものです。

なお、今回の補正により、25ページから28ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、注記のⅡ予定貸借対照表等関連の項目に記載の金額が変更になっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算説明書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。20ページをお開きください。

1款下水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

21ページ、1款下水道事業費用。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。22ページをお開きください。

1款資本的収入。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。

23ページ、1款資本的支出。

(質疑なし)

●中村議長 次に、16ページに戻っていただきます。

第4条企業債及び第5条他会計からの補助金について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●中村議長　日程第14　議案第17号　豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長　議案第17号　豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書1ページ及び議案説明書1ページをご覧ください。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月1日に施行され、本町においても、令和7年度末を期限として国が定めた標準準拠システムへの移行作業を順次進めているところであります。移行対象全ての基幹業務システムの基礎となる住民記録システム及び住民記録システムに密接に関連した印鑑登録システムが、本年3月24日に標準準拠システムへ移行することとなりました。このことに伴い、印鑑証明書の様式の変更等が必要となることから、本条例を改正するものです。

改正内容についてでありますが、第3条第3項、第5条第5項第8号及び第14条第1項第6号の改正は、非漢字圏の外国人住民については、これまで事前の届出により、住民票の備考欄に記載された氏名のカタカナによる印鑑の登録ができるものとされていましたが、標準準拠システムの移行に伴い、住民基本台帳の備考欄が削除される取扱いとなったことから、改正となります。

第5条第5項第6号及び第14条第1項第4号については、個々の性の尊重の観点から、男女の別の表記を廃止するものです。

なお、施行期日は令和7年3月24日であります。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長　討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●中村議長 日程第15 議案第18号 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書3ページをご覧ください。

議案第18号 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行され、本条例の引用条項にこれが生じることから、所要の改正を行いたく提案するものであります。

改正内容についてご説明いたします。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものであります。

なお、附則として、本条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●中村議長　日程第16　議案第19号　豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長　議案書5ページをご覧ください。

議案第19号　豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。

本案は、令和6年人事院勧告等に伴い、扶養手当の月額など所要の改正をする必要があるから提案するものであります。

議案説明書3ページをご覧ください。主な改正内容についてご説明いたします。

はじめに、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、第7条第2項につきましては、配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を10,000円から13,000円に引き上げるものであります。

なお、経過措置として、令和7年度の扶養手当は、配偶者に係る手当額を3,000円、子に係る手当額を11,500円とするものであります。

第9条第2項につきましては、通勤手当の限度額を1か月当たり50,000円から150,000円に引き上げるものであります。

第12条第3項につきましては、特殊勤務手当について、条例に規定するものほか必要な事項は、別に規則で定める規定を追加するものであります。

第19条の2第1項及び第2項につきましては、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間を「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から午前5時まで」に拡大し、6時間を超える勤務については100分の150を支給するものであります。

第19条の3につきましては、定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を新たに支給するものであります。

別表第1につきましては、現行の3級1号給から4号給、4級1号給から8号給、5級1号給から8号給及び6級1号給から12号給を削除し、それぞれ号給を繰り上げるものであります。

別表第3につきましては、特殊勤務手當に災害応急作業等手當を追加し、災害規模又は業務に応じて1日につき710円又は1,080円、作業が日没から日の出の場合は100分の50を、作業が著しく危険である区域で行われた場合は100分の100を加算し支給するものであります。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例の一部改正ですが、附則第4条第7項につきまして、暫定再任用職員について、住居手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を新たに支給するものであります。

なお、附則として、本条例は令和7年4月1日から施行するものとし、号級の切替え、切替日前の異動者の号級の調整、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置、その他の経過措置の規則への委任及び号級の切替表を定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●中村議長 日程第17 議案第20号 豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書17ページをご覧ください。

議案第20号 豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、令和6年人事院勧告に伴い、給料表を改正する必要があることから、提案するものであります。

主な改正内容について説明いたします。議案説明書5ページをご覧願います。

別表給料表のうち、1号給から16号給を削除し、号給を繰り上げるものであります。

なお、附則として、本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●中村議長 日程第18 議案第21号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第21号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書19ページ及び議案説明書7ページをご覧ください。

はじめに、改正の趣旨ですが、国民健康保険制度改革に伴い、令和12年度から実施予定の統一保険税の対応として改正するもので、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額それぞれに係る所得割額を改正するものであります。

次に、改正内容ですが、第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の税率を現行の「100分の6.4」から「100分の6.9」に、第6条の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を現行の「100分の1.9」から「100分の2.2」に、第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の税率を現行の「100分の1.3」から「100分の1.6」に改めるものです。

なお、附則としまして、施行年月日及び適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年2月12日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日、改正案どおり答申されておりますことをご報告させていただきます。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

●中村議長 日程第19 議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書21ページをご覧ください。

議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和4年の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について必要な改正を行うこととして定めるものであります。

条例制定の主な内容について説明いたします。

豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例、豊頃町職員の給与に関する条例及び豊頃町消防団条例中、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるものであります。

なお、附則として、本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとし、罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置及び豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●中村議長 日程第20 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小野企画課長。

●小野企画課長 議案書25ページをお開きください。

議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づきまして、同法律による財政上の特別措置等を受けるための公共的施設に係る事業費を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

この度の変更内容につきましては、施設名、林道（大津長節線開設）、事業主体名、北海道の事業におきまして、当初計画しておりました事業費が、昨今の人件費及び燃油資材等の高騰の影響により増額するもので、現在の事業費79,000千円を112,106千円に変更するものでございます。

なお、事業費の変更に合わせまして、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額につきましても、同様に変更するものとし、改めるものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●中村議長 日程第21 議案第24号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小野企画課長。

●小野企画課長 議案書27ページをお開きください。

議案第24号 定住自立圏形成協定の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度から取り組んできた定住自立圏構想について、次期ビジョン策定に当たり文言の追加修正など、帯広市との間で定住自立圏形成協定を変更することにつきまして協議が整ったことから、豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の趣旨ですが、本案は平成23年7月7日に帯広市との間で締結し、令和2年3月31日に一部を変更した十勝定住自立圏の形成に関する協定書に基づき策定した第3期十勝定住自立圏共生ビジョンの計画期間が令和6年度をもって期間満了となるため、新たに令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4期共生ビジョンの策定に向け、定住自立圏の根拠となる協定書の別表第1の一部を変更するものでございます。

協定の変更内容につきましては、別冊の議案説明書13ページ、説明第6号をご覧ください。説明書の記載の新旧対象表において、変更箇所にアンダーラインを付してございます。

はじめに、別表第1、生活機能の強化に係る政策分野に係る、4産業振興の（5）広域観光の推進につきまして、十勝圏域での訪日外国人旅行者の誘客推進を取り組みに追加するため、表中「甲の役割」、甲は帯広市です、「乙の役割」、乙は豊頃町です、にそれぞれ、インバウンドなど誘客に向けたプロモーションや情報発信に係る文言の追加及び修正をしており、次に14ページ目になりますが、（7）鳥獣害防止対策の推進につきまして、鳥獣被害対策実施隊の体制の維持につながる取組や連携の方法などについて今後検討をすすめることとし、取組内容及び甲の役割、乙の役割に、それぞれ関係文言を追加してございます。

また、説明書15ページ目になりますが、5環境の（1）地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築を地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築に項目名称を変更し、甲、乙それぞれの役割を脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するための文言に修正をしてございます。

以上でございますので、ご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●中村議長 日程第22 同意案第1号 豊頃町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書33ページをお開きください。

同意案第1号 豊頃町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、本年5月11日をもって任期満了となる現委員の高田芳行氏を再度選任いたしましたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩末広町1番地。

氏名は、高田芳行氏であります。

任期は、令和7年5月12日から令和11年5月11日までであります。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第2号

●中村議長 日程第23 同意案第2号 豊頃町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書35ページをお開きください。

同意案第2号 豊頃町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、本年3月14日をもって任期満了となる現委員の山口浩司氏を、再度、選任いたしましたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求め

るものであります。

住所は、豊頃町茂岩本町39番地。

氏名は、山口浩司氏であります。

任期は、令和7年3月15日から令和11年3月14日までであります。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

●中村議長 日程第24 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 請願文書表。

受理番号1。

受理年月日、令和7年2月19日。

件名、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂に関する請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長前田精一氏。

紹介議員の氏名、豊頃町議会小笠原玄記議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 中村議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

- 中村議長 日程第25 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月5日から同月10日までの6日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から同月10日までの6日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議長

署名議員

署名議員